

# 自治基本条例制定に関するアンケート調査結果

## ■調査概要

### 1. 調査の目的

「(仮称)生駒市自治基本条例」の制定の取組を広く市民の皆様にご存知いただき、条例案に対するご意見を伺うとともに、今後の取組の参考とするための資料とするものです。

### 2. 調査の対象、方法

下記の条件にて無作為抽出した 1,000 人に対し、郵送による発送・回収により実施を行ないました。

#### <内訳>

住民登録	外国人登録
抽出数	
990人	10人
男女別割合	
男：47.85% 女：52.15%	男：50% 女：50%
世代別割合	
18～29歳	18～29
30～59	30～59
60～	60～
から年齢別人口比率に応じて抽出	から年齢別人口比率に応じて抽出
同一世帯内市民の抽出なし	

### 3. 調査の期間

平成21年2月27日(金)～3月19日(金)

### 4. 回収状況

回答数は全体で385件 回答率は38.5%でした。

問1 あなたの性別について、当てはまるものに○をつけてください。

●「1. 男」が47.00%、「2. 女」が53.00%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 男	180人	46.75%
2. 女	203人	52.72%
3. 無回答	2人	

問2 あなたの年齢について、当てはまるものに○をつけてください。

●「6. 60代」が31.33%、「3. 30代」が16.97%、「5. 50代」が15.14%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 10代	3人	0.78%
2. 20代	27人	7.01%
3. 30代	65人	16.88%
4. 40代	55人	14.29%
5. 50代	58人	15.06%
6. 60代	120人	31.17%
7. 70以上	55人	14.29%
8. 無回答	2人	

問3 あなたは、生駒市が（仮称）生駒市自治基本条例づくりを進めていることをご存じですか。

●「1. 知っている」が24.22%、「2. 知らない」が75.78%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 知っている	93人	24.15%
2. 知らない	291人	75.58%
3. 無回答	1人	

問4 問3で「知っている」と回答されたかたは、何でお知りになりましたか。当てはまるものに○をつけてください。

●「1. 広報紙」が78.22%、「2. 市ホームページ」が6.93%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 広報紙	79人	78.22%
2. 市ホームページ	7人	6.93%
3. タウンミーティング	4人	3.96%
4. 自治会回覧	6人	5.94%
5. その他	5人	4.95%

問5 生駒市では(仮称)生駒市自治基本条例制定に向けて、生駒市市民自治検討委員会で検討を進めています。あなたは、自治基本条例(案)の内容や、検討委員会の検討経過等について、関心がありますか。当てはまるものに1つ○をつけてく

●「2. 少し関心がある」が50.27%と最も高く、「1. とても関心がある」の16.94%と合わせると67.21%となっています。また、「3. あまり関心がない」が29.23%となっています。

選択肢	人数	割合
1. とても関心がある	62人	16.94%
2. 少し関心がある	184人	50.27%
3. あまり関心がない	107人	29.23%
4. 全く関心がない	13人	3.55%

問6 平成21年度中に（仮称）生駒市自治基本条例を制定する予定ですが、制定の状況を市民の皆様にお知らせするには、どのような方法がよいと思いますか。当てはまるものに2つ〇をつけてください。

●「1. 広報紙への掲載」が46.39%と最も高く、次いで「3. 自治基本条例のパンフレット等の作成」が23.98%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 広報紙への掲載	296人	46.39%
2. 市のホームページへの掲載	87人	13.64%
3. 自治基本条例のパンフレット等の作成	153人	23.98%
4. シンポジウムの開催	16人	2.51%
5. 自治会等を中心とした説明会の実施	76人	11.91%
6. その他	10人	1.57%

問7 あなたは、「市民と行政との協働によるまちづくり」にどのように取り組むべきだとお考えですか。当てはまるものに1つ〇をつけてください。

●「2. 行政がまちづくりに責任を持つべきであり、協働はある程度のところにとどめるべき」が41.11%と最も高く、次いで「1. あらゆる分野において積極的に進めるべき」が37.67%となっています。

選択肢	人数	割合
1. あらゆる分野において積極的に進めるべき	142人	37.67%
2. 行政がまちづくりに責任を持つべきであり、協働はある適度のところにとどめるべき	155人	41.11%
3. あまり必要は感じない（今のままでよい）	32人	8.49%
4. 分からない	45人	11.94%
5. その他	3人	0.80%

問8 自治基本条例（案）では、基本原則として次のような考え方を示しています。このうち最も大切なことは何とお考えですか。当てはまるものに1つ〇をつけてください。

●「1. 市は積極的に情報を公開し、市民と市とがまちづくりの情報を共有すること」が62.03%と最も高く、次いで「2. 市民と市が参画と協働のまちづくりを推進すること」が19.52%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 市は積極的に情報を公開し、市民と市とがまちづくりの情報を共有すること	232人	62.03%
2. 市民と市が参画と協働のまちづくりを推進すること	73人	19.52%
3. 市民一人ひとりの人権が保障されること	65人	17.38%
4. その他	4人	1.07%

問9 自治基本条例（案）では、市民の権利、責務、役割として次のような考え方を示しています。このうち特に大切なことは何とお考えですか。当てはまるものに3つ〇をつけてください。

●「8. まちづくりへの参画に際して、地域の発展と環境の保全に配慮すること」が14.45%と最も高く、次いで「3. 市民自らがまちづくりの主体であることを自覚すること」が12.12%、「1. 市民は、まちづくりに参画する権利を有していること」が11.58%となっています。

●また、「7. まちづくりへの参画に際して、将来世代に配慮すること」が10.77%、「2. まちづくり活動への参加、不参加を理由として差別的な扱いを受けないこと」が10.68%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 市民は、まちづくりに参画する権利を有していること	129人	11.58%
2. まちづくり活動への参加、不参加を理由として差別的な扱いを受けないこと	119人	10.68%
3. 市民自らがまちづくりの主体であることを自覚すること	135人	12.12%
4. 市民相互の活動を尊重すること	64人	5.75%
5. 市民が自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画すること	109人	9.78%
6. まちづくりへの参画に際して、公共の福祉に配慮すること	80人	7.18%

7. まちづくりへの参画に際して、将来世代に配慮すること	120人	10.77%
8. まちづくりへの参画に際して、地域の発展と環境の保全に配慮すること	161人	14.45%
9. 市民自治活動（地域における市民主体のまちづくり活動）の重要性を認識し、参加すること	70人	6.28%
10. 市民自治活動を行う団体などを支援するよう努めること	45人	4.04%
11. 市が有している情報の提供を要求し、取得する権利を有していること	79人	7.09%
12. その他	3人	0.27%

問10 自治基本条例（案）では、議会の責務や役割として次のような考え方を示しています。このうち特に大切なことは何とお考えですか。当てはまるものに2つ〇をつけてください。

- 「5. 市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めること」が24.37%と最も高く、次いで、「4. 市民に意思決定の内容やその経過を説明すること」が18.01%、「3. 広く市民から意見を求めること」が16.69%となっています。
- また、「2. 長期的展望をもって活動すること」が16.42%、「7. 行政活動が民主的、効率的に行われているかを監視すること」が11.92%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 市民自治を尊重して、議会の持つ権限を行使すること	57人	7.55%
2. 長期的展望をもって活動すること	124人	16.42%
3. 広く市民から意見を求めること	126人	16.69%
4. 市民に意思決定の内容やその経過を説明すること	136人	18.01%
5. 市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めること	184人	24.37%
6. 政策形成機能、立法機能を強化すること	12人	1.59%
7. 行政活動が民主的、効率的に行われているかを監視すること	90人	11.92%
8. 自主的に市の施策の検討、調査に努めること	21人	2.78%
9. その他（具体的に：	5人	0.66%

問11 自治基本条例（案）では、市長・職員等の責務や役割として次のような考え方を示しています。このうち特に大切なことは何とお考えですか。当てはまるものに2つ〇をつけてください。

- 「2. 公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行すること」が 30.61%と最も高く、次いで「1. 市民や議会への説明責任を果たすこと」が 17.14%、「4. 全体の奉仕者として自覚すること」が 15.51%となっています。
- また、「3. 自らも市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること」が 14.29%、「5. 職務に必要な知識、技能等の向上に努めること」が 10.61%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 市民や議会への説明責任を果たすこと	126人	17.14%
2. 公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行すること	225人	30.61%
3. 自らも市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること	105人	14.29%
4. 全体の奉仕者として自覚すること	114人	15.51%
5. 職務に必要な知識、技能等の向上に努めること	78人	10.61%
6. 法令を遵守すること	31人	4.22%
7. 市民自治活動を尊重し、必要に応じて支援すること	52人	7.07%
8. その他（具体的に：	4人	0.54%

問12 自治基本条例（案）では、市民が意見を述べたり、施策の実施に関わったりできる機会として次のような機会を提供することとしています。このうち特に大切なことは何とお考えですか。当てはまるものに2つ〇をつけてください。

- 「3. 重要なまちづくりの施策の検討、決定に際して市民から意見を聞く」が 25.68%と最も高く、次いで「2. まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃に際して市民から意見を聞く」が 21.33%、「1. 重要な計画、予算、決算、事務内容等についての評価を市民参加で行う」と「6. 市政に関わる重要事項について、市民投票を行う」が 18.07%、となっています。

選択肢	人数	割合
1. 重要な計画、予算、決算、事務内容等についての評価を市民参加で行う	133人	18.07%

2. まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃に際して市民から意見を聞く	157人	21.33%
3. 重要なまちづくりの施策の検討、決定に際して市民から意見を聞く	189人	25.68%
4. 市が設置する審議会等の委員を市民からの公募により選任する	79人	10.73%
5. 市民自治協議会を設置し、これに参加する	42人	5.71%
6. 市政に関わる重要事項について、市民投票を行う	133人	18.07%
7. その他（具体的に：	3人	0.41%

問13 自治基本条例（案）では、市政運営に関する基本的なルールとして次のような考えを示しています。このうち特に大切なことは何とお考えですか。当てはまるものに5つ〇をつけてください。

- 「11. 透明性の高い公正な市政運営に努めること」が13.20%と最も高く、次いで「14. 財源を効果的、効率的に活用し、健全な財政運営を行うこと」と「5. 市民に対して政策立案、実施、評価の経過や達成状況等を分かりやすく説明すること」が10.95%となっています。
- また、「1. 市民等による公共的サービスの提供が適正に行われるよう保証すること」が8.82%、「13. 市民からの意見、要望等に対して速やかに事実関係を確認し、誠実に対応すること」7.79%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 市民等による公共的サービスの提供が適正に行われるよう保証すること	137人	8.82%
2. 市民の自主的、自立的な活動を尊重すること	31人	2.00%
3. 企画立案、実施及び評価の各過程において市民参画を拡充すること	57人	3.67%
4. 基本構想、基本計画を作成し、計画的な市政運営に努めること	80人	5.15%
5. 市民に対して政策立案、実施、評価の経過や達成状況等を分かりやすく説明すること	170人	10.95%
6. 市民に対して意思決定過程の情報を明らかにすること	92人	5.92%
7. 機能的、効率的な組織を整備すること	66人	4.25%
8. 適切な職員の任用、配置に努めること	105人	6.76%
9. 職員の能力向上のための機会を保証すること	12人	0.77%
10. 自ら法律等を解釈し、条例、規則等の整備に努めること	4人	0.67%



11. 透明性の高い公正な市政運営に努めること	205人	13.20%
12. 不測の事態に備え、危機管理体制の確立に努めること	80人	5.15%
13. 市民からの意見、要望等に対して速やかに事実関係を確認し、誠実に対応すること	121人	7.79%
14. 財源を効果的、効率的に活用し、健全な財政運営を行うこと	170人	10.95%
15. 実施計画、行政評価を踏まえて予算を編成し、計画的に執行すること	25人	1.61%
16. 市が保有する財産の適正かつ計画的な管理、運用に努めること	36人	2.32%
17. 市の財政状況を分かりやすく公表すること	77人	4.96%
18. 重要な計画、予算、決算等について評価を実施し、政策、事務執行に反映すること	48人	3.09%
19. 必要に応じて第三者による外部監査を実施すること	113人	7.28%
20. 市民が容易に情報を得られるよう仕組みや体制を整えること	80人	5.15%
21. 市政運営に必要な情報を収集し、適正に管理すること	11人	0.71%
22. 個人情報の保護に努めること	47人	3.03%
23. 共通する地域課題の解決等のため、市外の人々との交流、近隣自治体との連携や広域的な自治体間の連携に努めること	59人	3.80%
24. 国際交流、国際協力に努めるとともに、多文化共生のまちづくりを推進すること	27人	1.74%
25. その他（具体的に：	5人	0.32%

問14 あなたは、（仮称）生駒市自治基本条例の制定によって、どのような効果を期待されますか。

●「4. 行政の役割や責務が明確になり、分かりやすく効率的な市政運営が行われる」が31.50%と最も高く、次いで「5. 市職員の意識が改革され、市民からの信頼や行政能力が高まる」が22.41%となっています。

選択肢	人数	割合
1. 市民との協働によるまちづくりが推進される	79人	16.70%
2. 市民の役割や責務が明確になり、市民の主体的なまちづくり活動が活発となる	61人	12.90%
3. 議会の役割や責務が明確となり、分かりやすい議会運営が行われる	68人	14.38%

4. 行政の役割や責務が明確になり、分かりやすく効率的な市政運営が行われる	149人	31.50%
5. 市職員の意識が改革され、市民からの信頼や行政能力が高まる	106人	22.41%
6. その他（具体的に：	10人	2.11%